

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【選挙管理委員会】

○ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正

（県例規集登載）

税務課

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十三号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の表四の項中「法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長の承認通知書」を「法人事業税の申告納付期限延長の承認通知書」に改め、同表五の項中「法

人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長の
取消 通知書 を 「
変更 通知書」

付期限延長の
取消 通知書 に改め、同表七の項中「第十五条第四項」を「第十五条の二
変更」

の二第二項」に改め、同表八の項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第二項」
に改め、同表九の項中「法人事業税の徴収猶予（期間延長）の取消し通知書」を「法人

事業税の徴収猶予の取消通知書」に改め、同表十の項中
「法 人 事 業 税
地方法人特別税 の更正請求不

承認通知書」を「法人事業税の更正請求不承認通知書」に改める。

様式第二号裏中「第5条」を「(昭和29年岡山県規則第63号)第5条」に、「あつたと
きは提示し」を「あつたときは提示し」に、「規則」を「(岡山県税条例施行規則)に」

「第5章」を「(昭和34年法律第147号)第5章」に、

「(3) 県税に関する犯則事件の
調査」
を

「
」
に改める。

法人事業税の徴収猶予の取消通知書

」を

」に改める。

徴収猶予の取消額

徴収猶予の取消額

様式第五十五号、様式第六十号から様式第六十二号まで及び様式第七十五号中「個人(法人)番号」を「法人番号」に改める。

様式第九十三号中「第30条の3」を「第30条の2」に改める。

様式第九十五号中

認定鳥獣捕獲等事業者の従事者
(H27. 5. 29以降)

を

認定鳥獣捕獲等事業者の従事者

」に改める。

様式第九十七号から様式第一百一号までの規定中「個人(法人)番号」を「法人番号」に改める。

様式第四百四号中「第750条第1項」を「第750条第1項ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の二の表四の項、五の項及び十の項の改正規定並びに様式第三十四号、様式第四十三号及び様式第四十四号の改正規定並びに次項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に開始した事業年度に係る地方法人特別

税についてのこの規則による改正前の岡山県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に発行されている旧規則様式第二号による徴税吏員証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県税条例施行規則様式第二号による徴税吏員証とみなす。

4 旧規則に定める様式（様式第二号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県選管告示第五十六号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成六年岡山県選管告示第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

様式第四号その一備考4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

様式第五号備考4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を

「375,500円+5円2銭」に改める。

様式第六号備考4中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、

「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

様式第七号その二別紙備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円

88銭」を「375,500円+5円2銭」に改め、同様式その三別紙備考2中「301,875円+

510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円

+27円50銭」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。